

平成30年度税制改正大綱について(6回シリーズの第2回)

所得拡大促進税制と固定資産税の特例創設

今年の税務対策のポイントは、顧問税理士又は【経営相談】

<http://xn--fiqzti72ae5m.net/> 中小企業、Net まで気軽にお問合せください、

著者：(株)I&C・HosBizセンター

会計事務所経営支援推進部長 車田 栄一

第2回(6回シリーズ) 所得拡大促進税制と固定資産税の特例創設

今回は6回シリーズでお届けする平成30年度税制改正についての2回目となります。

前回は法人課税、個人所得課税、事業承継税制の改正概要についてお伝えしました。

今回からは、中小企業を対象とした改正項目の詳細説明を行っていきます。

6回の内容は以下の通りです。

平成30年度税制改正大綱について

- ①概要(平成30年1月12日配信済)
- ②所得拡大促進税制と固定資産税の特例創設(今回)
- ③交際費の損金算入と少額固定資産の損金算入の特例
- ④事業承継税制の拡充と創設
- ⑤攻めの投資を支援する、その他税制措置の拡充
- ⑥その他の税制改正(消費税、国際課税、仮想通貨)

1. 所得拡大促進税制(賃上げ実施企業への税額控除制度)

改正点は簡単に言うと次の2点です。

- ① 従来の制度から支援を深掘り(控除率を10%から15%へ)するとともに制度をシンプルにし、幅広い企業の活用を推進し中小企業の賃上げを強力に支援する。
- ② 高い賃上げ(2.5%以上)に加えて人材投資や生産性向上に取り組む企業には、さらに大胆な支援を実施(控除率22%→25%)する。

この①の制度のシンプル化とは、要件をシンプルにすることで従来の3つの要件を見直し、「給与等支給総額が前年度以上である」と「平均給与支給額が前年比で1.5%以上増加」の2つにし、かつ計算を簡素化したことです。

この要件を満たした場合、給与等支給総額の対前年度増加額の15%の税額控除が受けられます。

さらに②は以下に示す一定の要件を満たした場合、給与等支給総額の対前年比増加額

の25%の税額控除を受けられます。

(ア) 教育訓練費が対前年比10%以上増加

(イ) 中小企業等経営力強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上がなされていること。

なお、新たに設立した法人の1期目については、比較する前事業年度がないため、必ず適用要件が満たされることになっています。設立1年目で利益が出ている法人や、給与を増やした法人は、控除の適用を忘れずに受けてほしいです。

2. 固定資産税の特例総説

集中投資期間（平成30年度から平成32年度）に限定し創設されたもので、一定の要件を満たした中小企業（資本金額1億円以下の法人、従業員1,000人以下の個人事業者）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上の向上、市町村計画に合致）を受けた者（大企業の子会社を除く）が実施する設備投資に関し、固定資産税の課税標準を3年間、ゼロ以上1/2以下（市町村が定める割合）に軽減するものです。

対象となる設備投資は、生産性に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する以下の設備です。（ただし市町村によって異なる場合があります。）

- ① 機械設備（取得価額160万円以上で販売開始から10年以内）
- ② 測定工具及び検査工具（取得価額30万円以上で販売開始から5年以内）
- ③ 器具備品（30万円以上で販売開始から6年以内）
- ④ 建物付属設備（60万円以上で販売開始から14年以内）

その他、生産、販売活動等の用に直接供されるものであることと、中古資産でないことが要件になります。

なお、本特例に合わせて「ものづくり、商業、サービス補助金」等の予算措置も拡充されることになっており、中小企業の生産性向上を国と市町村が一体となって支援するものとなります。

以上、所得拡大促進税制と固定資産税を解説いたしましたが、詳細は以下のサイトで確認ください。

◆税法適用のメリットについてのご相談は、

【経営相談】 <http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業。Net

財務省

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf#search=%27%E5%B9%B3%E6%88%90%EF%BC%93%EF%BC%90%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E7%A8%8E%E5%88%B6%E6%94%B9%E6%AD%A3%27

経済産業省

http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2018/zeisei_k/index.html

中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2017/171225zeiritu.htm>

最後になりましたが、今年一年が皆様方にとって最良の年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

===== お知らせ =====

■ボード型マネジメントゲーム：経営特くんゲーム リニューアルのオープン！！ 予告■
61回の開催実績を持つ「経営特くんゲーム」のトライアルコース、インストラクターコース

今回構成内容を一新して再開します。

<対象者> インストラクターを目指す方。中小企業でOJT。税理士・診断士等で普及を目指す方。経営支援メニューをパワーアップしたい方。

◆◆◆◆本格的な経営特くんゲームを体感できます。◆◆◆◆◆◆◆◆
電卓およびPC機を持参ください。（エクセルによる自動決算を行うため）

インストラクター養成コース・トライアルゲーム 10:00～17:00（1日コース）

- 1) 第62回 平成18年01月27日(土)
- 2) 第63回 平成18年02月24日(土)
- 3) 第64回 平成18年03月24日(土)
- 4) 第65回 平成18年04月21日(土)

◆詳しい実施要領は、次号以降にご案内します。

●参加費用 1,000円（資料代）

●開催場所「経営特訓道場」

JR 駒込駅南口 徒歩7分 東京メトロ南北線駒込駅1番出口 徒歩6分

●インストラクターを目指す方への特典等（委細は次号にてご案内します）

- ①経営特くんゲーム キットBOX
- ②インストラクター用メソッドを収納したCD
- ③インストラクター認定コースの受講

アマゾンから出版！！（定価 800 円（税別））
「世のため人のため」経国済民のイノベーション

◆◆◆ 理念経営のすすめ方 改訂版 ◆◆◆

「清貧」の時代から「清豊」の時代へ

中小企業で働く人々が幸せないと、日本は良くならない。

中小企業ファースト！

中小企業家、経営支援家、クリエイター、ライトワーカーのための
ワクワクする生き方ガイダンス

著者 43年間倒産ゼロの実績を持つ経営支援家

Captain 平本 靖夫

=====

MSDN セミナー（詳細は下記の URL からチラシを参照ください）

◆ 講話 ◆ 理念経営のすすめ方の基本理念を解説（10回シリーズ：月に1回）。

あなたの魂に呼びかけます。私たちの存在理念は何か？ 生まれ来た意義は？

◆ 講師 ◆ 著者の Captain 平本 靖夫

- 日時；第2回 2018年2月15日（木） 16時～18時。その後懇親会にて交流（別料金）
- 場所： 中小企業マスターズクラブ 研修室
160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル 6F
- 参加費：1回当たり1,000円（税込み）、教本代 1,500円（任意）
- 日 程（毎月 第3木曜日）
第2回 2018年2月15日（木） 経済活動における理念経営の役割
第3回 2018年3月15日（木） 心と経営
第4回 2018年4月19日（木） ニューリーダーの条件
第5回 2018年5月17日（木） 企業の進化・発展・持続と理念経営
第6回 2018年6月21日（木） コマ型企業論と理念経営
第7回 2018年7月19日（木） 企業進化論と理念経営

- 第8回 2018年8月16日(木) 経営計画の構造と基本手順
第9回 2018年9月20日(木) 理念経営を体得する
◆2018年10月19日(金) 第5回 Next30 ビジネス交流発表大会
第10回 2018年11月15日(木) 人類の総意が世界の未来を拓く

下記の案内兼申し込み用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお申込み下さい。

URL : http://keiei-tokkunshi.jp/data/mls723/pdf_1_128.pdf

経営環境の創出・適応して「安心・安全」の企業経営ができる、お役に立ちますように
「中堅・中小企業“かかりつけ医”ネットワーク=MSDN」を構築推進しております。

◆企業経営の「安心」とは、いつでも経営者が使えるキャッシュが手許にあることです。
「安全」とは、企業経営のカジ取り(行き先・アクセル・ブレーキ)を、先を見通した
マネジメント会計情報(注)をもとに、行うことです。

(注) 経営者の意思決定に役立ち、キャッシュフローを「安心」の状態に保ち、収益力を
高めるための、部門別(部署別・商品別・得意先別・仕入先別等)の管理会計のこと
です。税務会計との違いは、税務会計は過去の実績にもとづく納税計算が目的なの
に対して、マネジメント会計は、現在・未来を見通して刻々と(即時に)経営情報を
経営者に提供して、未来のビジネスチャンスの獲得やリスクに備えることができる点
です。ライバルに差をつけるには、体得することがNO1になる条件であります。

=====

◆経営相談は

<http://xn--fiqztj72ae5m.net/> 中小企業. Net

の「お問合せ」を開き、必要事項をご記入のうえ、送信してください。